

# 芦北町環境基本計画



平成 22 年 3 月  
芦 北 町

## 目 次

第1章	基本的事項	
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の対象	1
5	計画の構成	2
第2章	現状と課題	
1	芦北町のすがた	3
2	自然環境	6
3	生活環境	11
4	地域環境	16
5	地球環境	18
第3章	全体計画	
第1節	豊かな自然を知り守り育てるまちづくり	20
第2節	安心、安全に暮らせる環境づくり	23
第3節	ふるさとの歴史・文化を学び伝え、創造するまちづくり	27
第4節	ひとりひとりが考え、みんなで取り組む快適な環境づくり	29
第5節	地球環境に配慮したまちづくり	31
第4章	計画の主体と推進体制	
1	計画推進の主体と責務	34
2	計画の推進体制	35

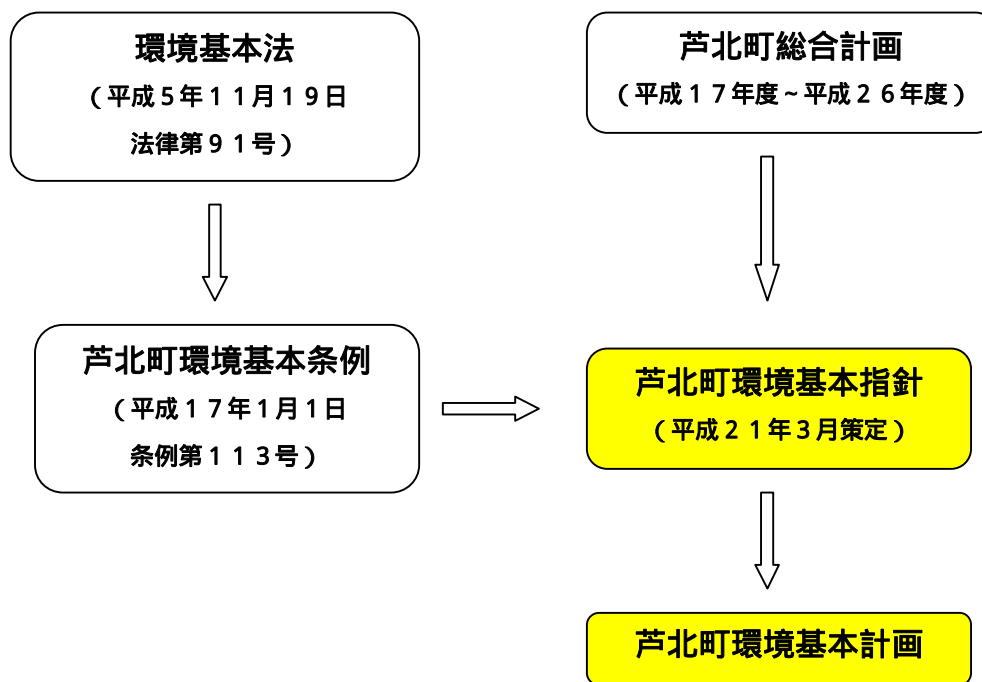
## 第1章 基本的な事項

### 1 計画の目的

本計画は、芦北町環境基本条例(以下「条例」という。)第5条第1項の「芦北町環境基本指針」に基づき、町の快適な環境創造を図るため(条例第1条)条例第5条第2項の規定により策定するものであり、町の基本方針及び具体的な取り組みを示し、町民、事業者及び町のそれぞれの役割を定め、環境の適正な保全及び利用に資することを目的としています。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、芦北町総合計画(平成17年度～平成26年度)の基本理念である「個性の光る活力あるまちづくり」を具現化するための環境視点からの基本計画です。



### 3 計画の期間

平成22年度(2010年度)から平成31年度(2019年度)の10年間としますが、本町を取り巻く社会環境の変化や科学的な進展を踏まえ、概ね5年を目途として計画内容を見直します。

### 4 計画の対象

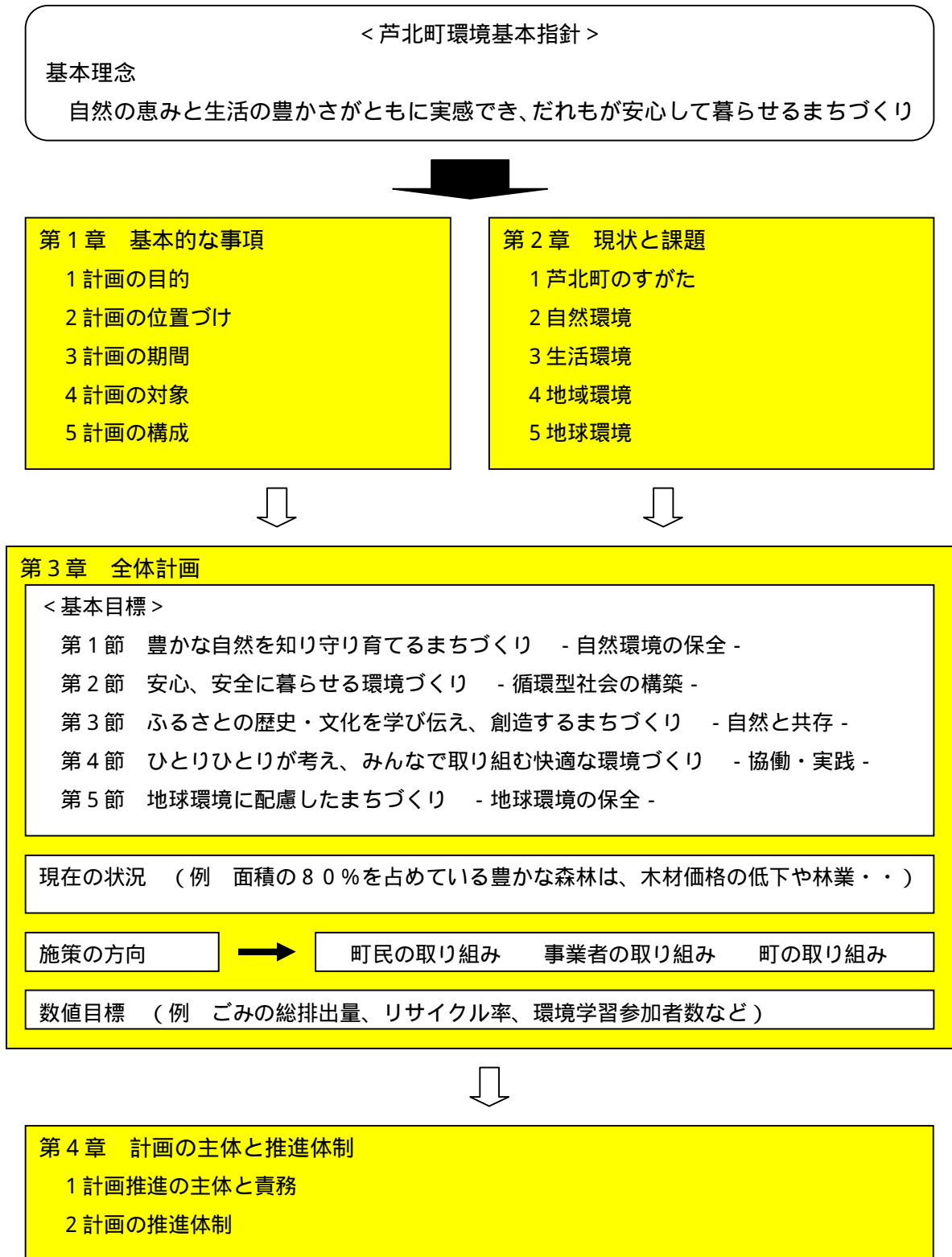
芦北町全地域を対象とします。

また、本計画の対象とする環境の範囲は、自然環境(河川や山林など)、生活環境(水俣病問題、ごみ問題、騒音、悪臭、文化財など)、地球環境(地球

温暖化など)及びそれらに関わる環境教育を対象としています。

## 5 計画の構成

本計画は、芦北町環境基本指針に基づき策定しています。



## 第2章 現状と課題

### 1 芦北町のすがた

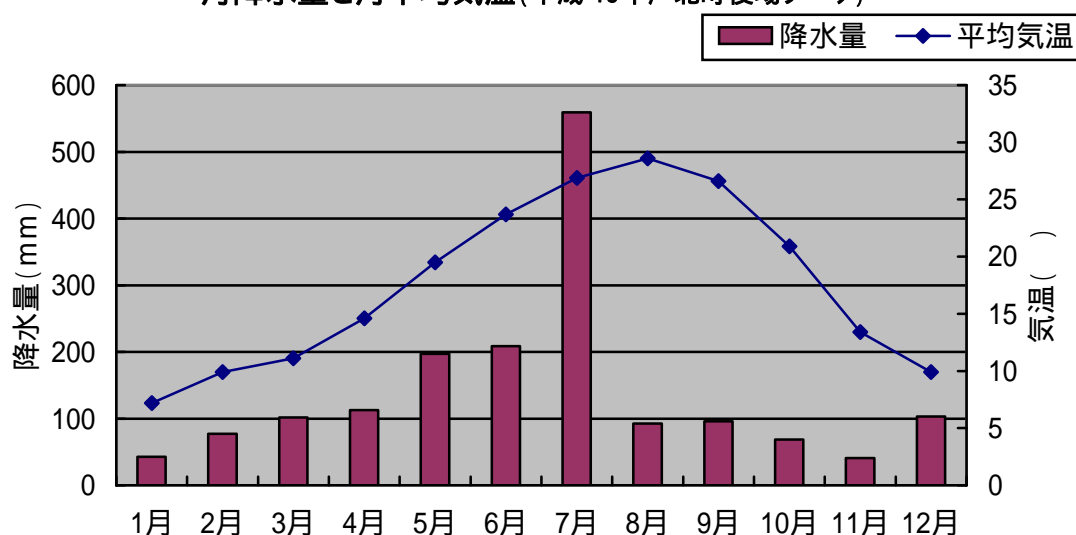
#### (1) 地形

本町は、熊本県の南部に位置し、東西 16.6 km、南北 25.4 km、総面積 233.8 km<sup>2</sup>を有し、東西南北を山、川、海によって区切られた一つの領域になっています。町土の約 8 割に緑豊かな山々が連なり、本町最高峰の大関山（標高 902 m）を源流とする清らかで豊富な水が不知火海に注いでいます。西側に開けた芦北海岸は、天草の島々を望み、県立自然公園指定の美しいリアス式海岸を形成しています。

#### (2) 気候

芦北町の気象データから年平均気温は、17 ～18 であり、年間降水量は 2,000mm 前後となっています。気候は、海岸地域と山間地域では幾分条件が異なりますが、海岸地域は暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるのに対し山間地域は降雨量、湿度ともに多く比較的冷涼です。

月降水量と月平均気温(平成 19年芦北町役場データ)



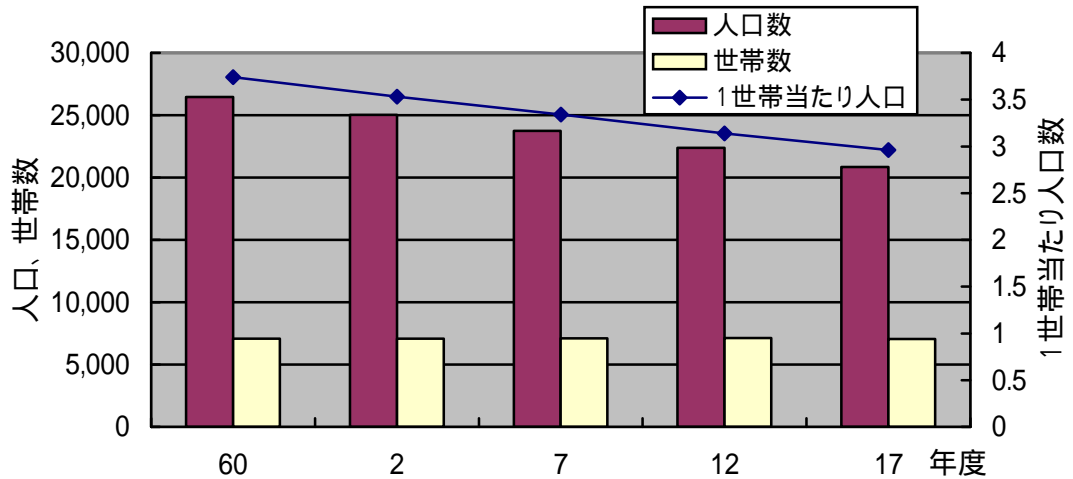
#### (3) 人口、世帯

本町の人口は、平成 17 年国勢調査では、20,840 人ですが、昭和 30 年代前半をピークに減少してきています。年齢 5 歳段階別人口比較でも平成 7 年に比較して平成 17 年は構成人口が右側（高齢化）へシフトしてきていることがわかります。特に「10 - 14 歳」、「40 - 44 歳」の人口が少なくなっています。

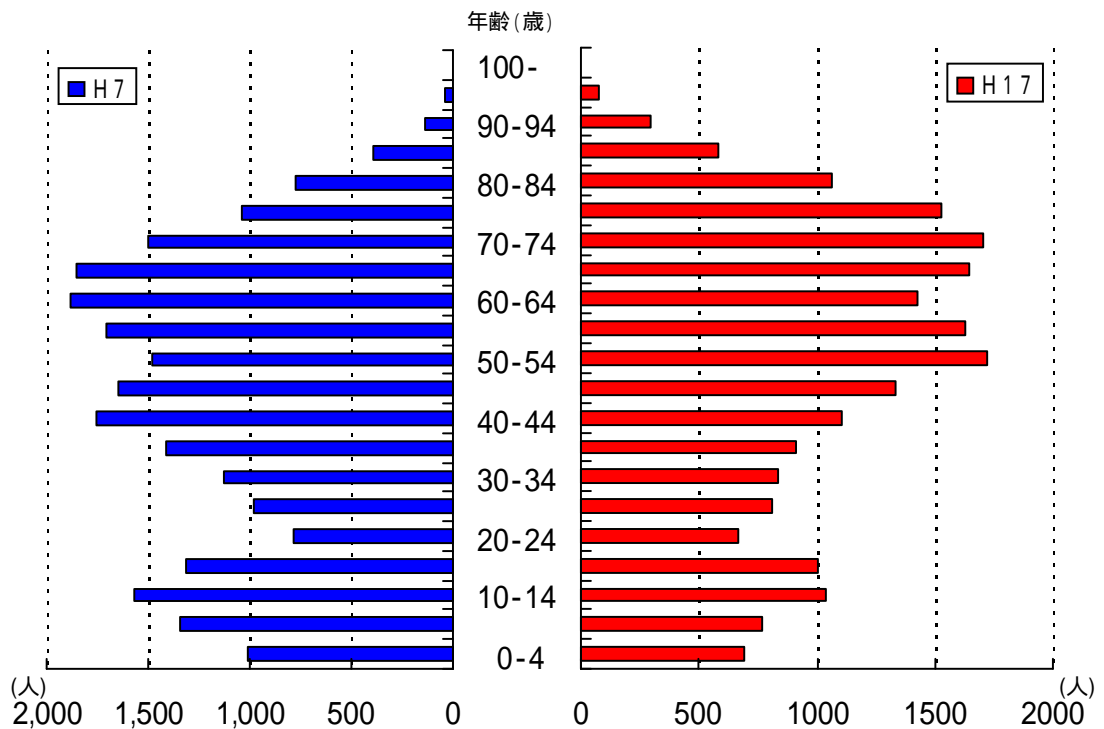
世帯数は、平成 17 年が 7,042 世帯と横ばい状態で推移していますが、1 世帯当たりの人口は、昭和 60 年から一貫して減少しています。

今後、本町の人口は少子高齢化が進み、平成 27 年には 17,380 人に減少すると予想されています。

### 人口、世帯数等の推移



### 年齢5歳階級別人口比較

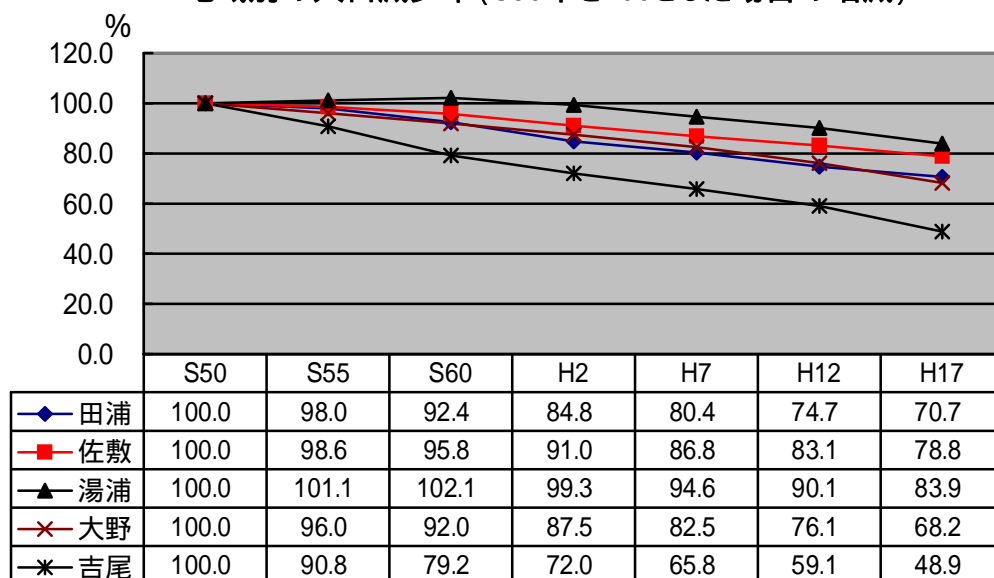


#### (4) 過疎化の状況

本町の人口は少子化や都市部への人口流出によって、平成17年の国勢調査人口は20,840人となっています。昭和40年から平成17年までの40年間の人口減少は11,760人であり、平成12年からの5年間は1,533人が減少しており、減少傾向は続いています。

さらに、町内の地域別の人口減少を見ると、農山村地域の吉尾、大野地域の減少率が他の地域に比較して多く、町内でも中心部への人口が集中しています。

地域別の人口減少率 (S50年を100とした場合の増減)

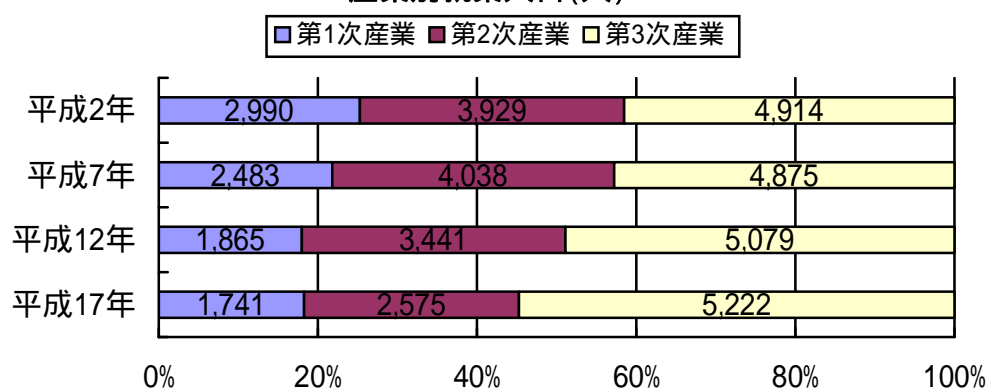


### (5) 就業人口

就業者総数は、平成2年の11,837人から平成17年の9,553人へと15年間に、2,284人減少(19.3%)しています。(注)

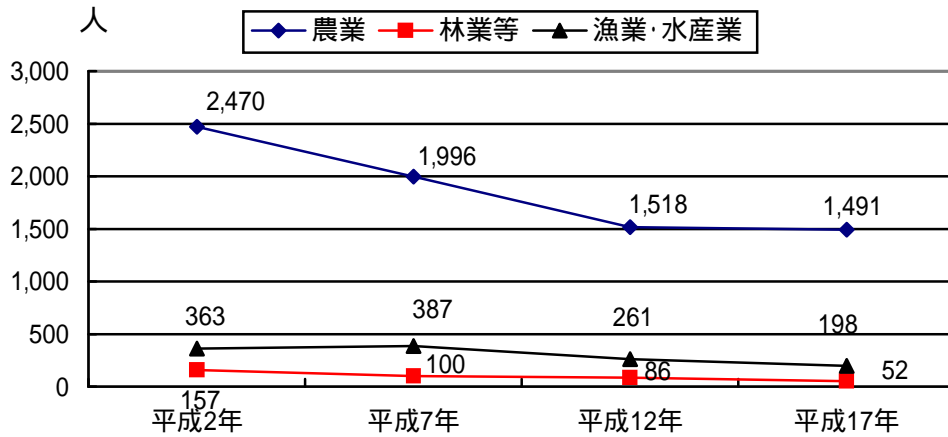
第1次産業では、平成2年の2,990人から平成17年の1,741人へこの15年間に1,249人(41.8%)が減少しています。第1次産業を更に詳しく見ると、15年間に農業が979人(39.6%)、漁業・水産業が165人(45.5%)、林業等が105人(66.9%)の減少となっています。

産業別就業人口(人)



注) 分類不能があるため、文中総数とは一致しない。

### 第1次産業の業種別の推移

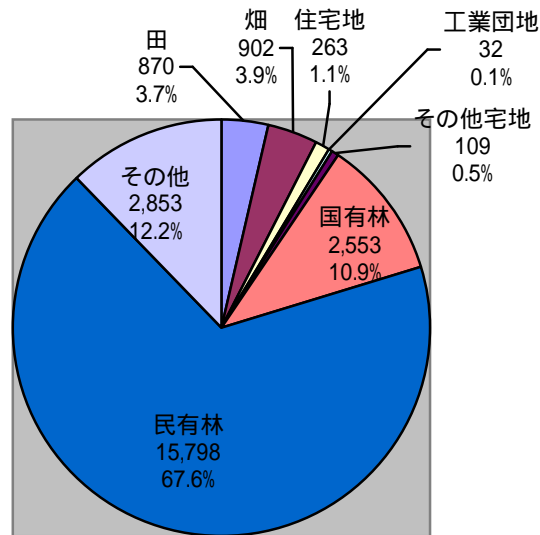


## 2 自然環境

### (1) 土地の利用

本町の総面積 23,380ha であり、その内国有林、民有林が 18,351ha (78.5%) を占め、田、畑等の農地が 1,772ha (7.6%)、住宅地、工業団地等が 404ha (1.7%)、その他が 2,853ha (12.2%) となっており、自然を利用した土地利用が全体の約 90%以上を占めています。

土地利用の状況 (ha)

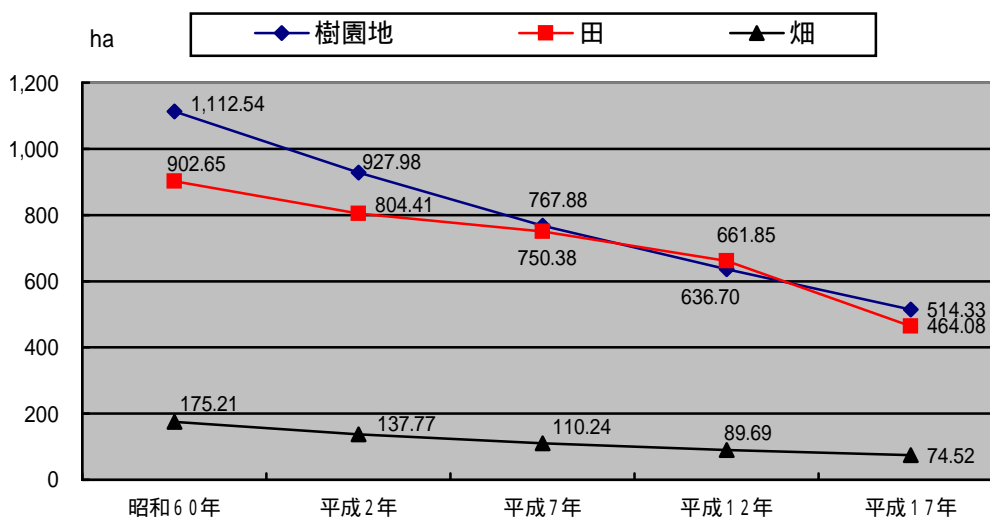


### 経営耕作面積

経営耕作面積は、昭和 60 年から平成 17 年を比較すると、樹園地が 1,112.54ha から 514.33ha へ、田が 902.65ha から 464.08ha へ、畑が 175.21ha から 74.52ha へと、それぞれ樹園地が 598.21ha (53.8%)、田が 438.57ha (48.6%)、畑が 100.69ha (57.5%) 減少しています。第 1 次産業人口の減少とともに、経済的価値の低迷から耕作放棄地が増加してきていることがうかがわれます。

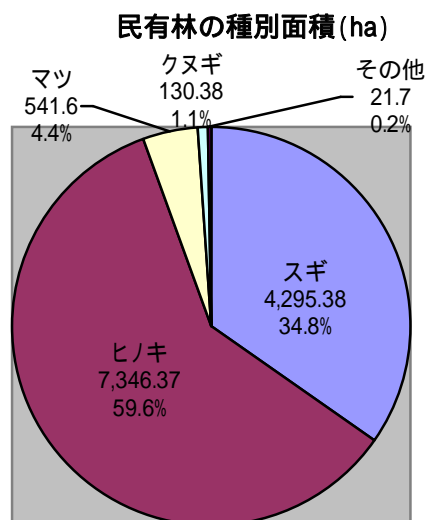


### 経営耕作面積の推移



### 森林面積

山林は本町総面積の78.5%を占め、そのうち民有林面積は86.1%を占めています。健全な山林は保水力もあり、豪雨災害等に対しても有効と考えられています。しかし、林業に携わる人々も農業同様減少しており、台風等で倒木したままの山林が見受けられるなど、適正な管理が行き届いているかが心配されています。



### 林業事業の状況

(単位: ha)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
皆伐	44	11	9	8	4	29
間伐	344	331	318	228	149	339
造林	44	11	9	8	4	31

森林計画関係報告から抜粋

## (2) 植生及び動物状況

本町の特徴を示すものは、平成13年10月に熊本県では唯一「ほたる保護条例」を制定し、環境資源及び景観を積極的に保全してきたところです。一番ほたるは、全国でも最も早く毎年2月から3月に出現しています。

また、芦北の人工ビーチでは、平成18年7月5日にアカウミガメが産卵し、109個の孵化が確認されています。14年ぶりの正式確認でしたが、以前から数箇所で産卵していたと思われます。

環境省が行った自然環境保全基礎調査の植生調査によると、スギ・ヒノキ植林のほか、ヤブツバキ、シイ・カシ萌芽林が見られます。また、特定植物群落調査によると矢城山のスタジイ群落、御立岬のウバメガシ群落、田浦松田のシイ・カシ萌芽林、鏡山のモミの大木群林の自然林も点在しています。( )また、動植物分布調査は下記のとおりとなっていますが、特に淡水産・陸産貝類が56種となっています。

( 芦北高校によると、現在は植生調査の「2アカマツ群落」と特定植物群落調査の「3白岩のコウシュウウヤク自生地」は見られないという。)

### 植生調査

NO	群落名	集約群落名	自然度
1	シイ・カシ萌芽林	シイ・カシ萌芽林	二次林(自然林に近いもの)
2	アカマツ群落	アカマツ群落	二次林
3	スギ・ヒノキ植林	スギ・ヒノキ植林	植林地
4	茶畑	茶畑	農耕地(樹園地)
5	常緑果樹園	常緑果樹園	農耕地(樹園地)
6	畑地雑草群落	畑地雑草群落	農耕地(水田・畑)、緑の多い住宅地等
7	水田雑草群落	水田雑草群落	農耕地(水田・畑)、緑の多い住宅地等

環境省自然環境保全基礎調査第6回(平成11~16年度)の植生調査から(環境省ホームページから作成)

### 特定植物群落調査

NO	件名	集約群落名	選定基準	相観区分
1	佐敷隧道入口アラカシ林	アラカシ群落	特殊立地	温暖帯常緑広葉高木林
2	鶴掛のアラカシ林	アラカシ群落	特殊立地	温暖帯常緑広葉高木林
3	白岩のコウシュウウヤク自生地 (イソヤマアオキ)	アラカシ群落	特殊立地	個体群
4	矢城山土金国有林のスタジイ-バリ バリノキ林	スタジイ群落	自然林	温暖帯常緑広葉高木林
5	御立岬のアラカシ林	ウバメガシ群落	自然林	温暖帯常緑広葉高木林
6	松田のイスノキ・アラカシ林	シイ・カシ萌芽林	自然林	温暖帯常緑広葉高木林

環境省自然環境保全基礎調査第5回(平成5~10年度)特定植物群落調査から(環境省ホームページから作成)

## 動物の分布

分類群名	種数	種名
淡水産・陸産貝類	56	ヤマトシジミ、イシマキガイ、ゴマオカタニシ、ケシガイ、アズキガイ、カワニナ、キュウシュウゴマガイ、シリプトゴマガイ、ヒダリマキゴマガイ、タケノコカワニナ、サツマムシオイガイ、ハリマムオシイガイ、ヤマクルマガイ、タツブタガイ、ミジンヤマタニシ、ヤマタニシ、オカチョウジガイ、ウスカワマイマイ、オナジマイマイ、タシナミオトメマイマイ、ダコスタマイマイ、ツクマイマイ、ヒゼンオトメマイマイ、フリイデルマイマイ、キセルガイモドキ、アラナミギセル、オキギセル、カザアナギセル、キュリキギセル、シリオレギセル、シグヒダギセル、トサギセル、キバサナギガイ、クチマガリスナガイ、ヒメコハクガイ、タワラガイ、シメクチマイマイ、ヒメビロウドマイマイ、ウラジロベッコウ、オオクラヒメベッコウ、カサキビ、キビガイ、コシタカシタラガイ、タカキビ、ツノイロヒメベッコウ、テラマチベッコウ、ヒゼンキビ、ヒメベッコウガイ、ヒラベッコウガイ、マルシタラガイ、レンズガイ、マルナタネガイ、アツブタガイ、ウメムラシタラガイ、ヒメカサキビ、ヤクシマヒメベッコウガイ
昆虫	31	アオスジアゲハ、クロアゲハ、ナガサキアゲハ、ナミアゲハ、モンキアゲハ、ゴイシシジミ、タイワンツバメシジミ、ツバメシジミ、ムラサキシジミ、ムラサキツバメ、ヤマトシジミ、ルリシジミ、キチョウ、ツマグロキチョウ、クロコノマチョウ、ヒメウラナミジャノメ、ヒメジャノメ、イチモンジセセリ、キマダラセセリ、クロセセリ、ダイミョウセセリ、ヒメキマダラセセリ、アカタテハ、イチモンジチョウ、コミスジ、ツマグロヒョウモン、ミドリヒョウモン、アサギマダラ、クマゼミ、ハルゼミ、ミンミンゼミ
淡水魚類	16	ウナギ、ウグイ、オイカワ、カマツカ、カワムツ、ギンブナ、コイ、スゴモロコ、ニゴイ、ドジョウ、アユ、ブルーギル、カムルチー、ドンコ、メダカ、ナマズ
哺乳類	13	ノウサギ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、キクガシラコウモリ、ニホンユピナガコウモリ、ニホンザル、イタチ、テン、キツネ、タヌキ、ヒメネズミ、ムササビ、コウベモグラ

環境省自然環境保全基礎調査第3回（昭和59年度）及び第4回（平成元～3年度）動植物分布調査から（環境省ホームページから作成）

## 上記以外に目視されている動植物の現状

分類	内容等
植物	<p>自生植物約 1,200～1,300 種、帰化植物約 200 種が観察される。特徴はブナ科のカシ類が多く、ヤブツバキ、ツワブキ等の海岸海洋性の植物が目立つ。</p> <p>メジロホオスギの群生、タマミズキ、ハマセンダン、紅白のシランの群生、エビネ等のラン類も自生している。</p> <p>河川の水草は、外来種のおオカナダモが占有し、マツモ（通称キンギョモ）等の在来種が姿を消している。</p>
魚貝類	<p>八代海の芦北沖では、タチウオ、ガザミ、シャコ、エビ類、カサゴ、チヌ、イカ、ハモ、スズキ、ヒラメなどが獲れ、時折、イルカ、スナメリ、サメ類も見られる。</p> <p>アサリは稚貝放流が行われ、冬の風物詩のカキ打ちも近年は少なくなった。シジミ、ムツゴロウ、シオマネキ、タイラギ等は激減している。</p> <p>河川では、一時減少していたモズクガニ（ツガネ）、テナガエビ（ダクマ）、オイカワ等や山間部にはカワニナが増加し、メダカ、ドジョウ、ニホントニシ、ゲンゴロウ、タガメは減少している。</p>
動物	<p>高く深い山は少ない地方であるが、イノシシが多い。ニホンザルやニホンシカも民家まで出没している。チョウセンイタチの増加で養鶏が殺されるなどの被害がある。また、タヌキ、アナグマ（ムジナ）の人家への侵入も多くなっている。</p>

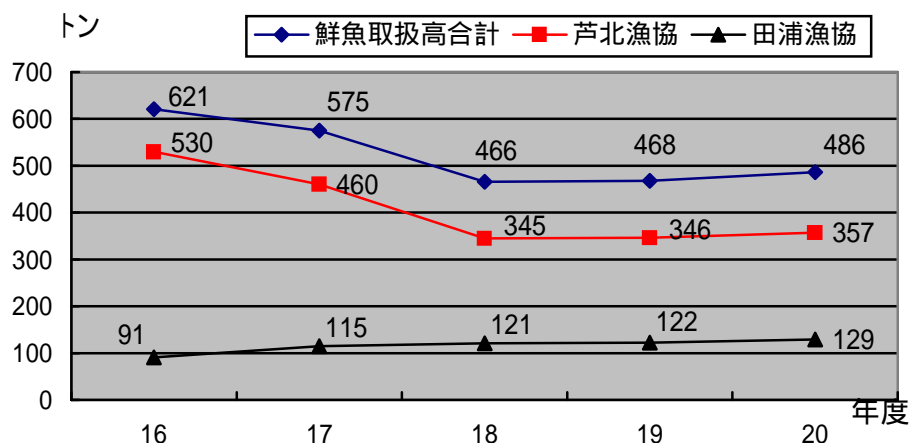
	しかし、ノウサギ、ニホンイタチ、ムササビ類、ヘビ類、カエルは減少している。ヤモリは良く見かけるようになった。
野鳥	<p>確認記録は 49 科 165 種。野鳥を代表するコシジロヤマドリは、芦北の山林のどこでも見かける。近年はソウシチョウが鳴き群れ、生態系への影響が懸念される。初夏には、ホトトギスの絶叫調の声が聞こえ、オオルリ、キビタキが渡ってくる。また、河川浄化による川魚等の増加で、サギ、カモメ、カモ類が増えてきた。晩秋から春には、田浦湾、佐敷港周辺で 1 千羽以上のユリカモメが群れる。湯浦川、佐敷川下流域では、約 500 羽のヒドリガモ、カルガモが見られ、近年急増したカワウ、ゴイサギ、アオサギも観察される。春の風物詩的なヒバリや夏のタマシギ、アオバズクは減少している。</p>
ホタル・昆虫	<p>ホタルは、過去の最少生息時に比べ、確実に増加してきたが山間部に集中している。吉尾、大尼田、永谷地区ほか、500m 間隔で 1 千頭以上乱舞する場所は 10 ヶ所以上存在する。</p> <p>アブラゼミは激減し、カミキリムシやナナフシ等の大型昆虫や近年ではシオカラトンボ、イトトンボ、ハグロトンボ等のトンボ類も少なくなった。また、カタツムリが激減し、梅雨時でさえ見つけることは容易ではない。</p> <p>ジョロウグモ、アシダカグモはよく見かけるが、当地名のヤマコブを戦わせて遊んだコガネグモやアリジゴク等は減少している。</p> <p>チョウ、ガ類では、気候変化の影響と思われるがアサギマダラ等の長距離を移動するチョウを多く見かけるようになった。</p>

### (3) 水産資源の状況

漁業では、田浦の太刀魚は銀太刀のブランドで知られ、芦北のアシアカエビや鯛は東京や関西へも出荷されています。しかし、漁を支える従事者は昭和 63 年の 451 人から平成 15 年の 245 人と 206 人( 45.7% )減少している状況です。

田浦漁協及び芦北漁協の鮮魚取扱量の合計量は、平成 20 年に持ち直ししているものの、平成 16 年と比較して減少しています。

鮮魚取扱高



芦北漁協、田浦漁協の総会資料から作成

#### (4) 湧水の状況

現在、湧水として確認している箇所数は22箇所です。その多くが中山間地にあり、地区又は個人が飲料水として利用しているもの、道路沿いで水飲み場として整備してあるものが半数で、その他は自然の湧水となっています。

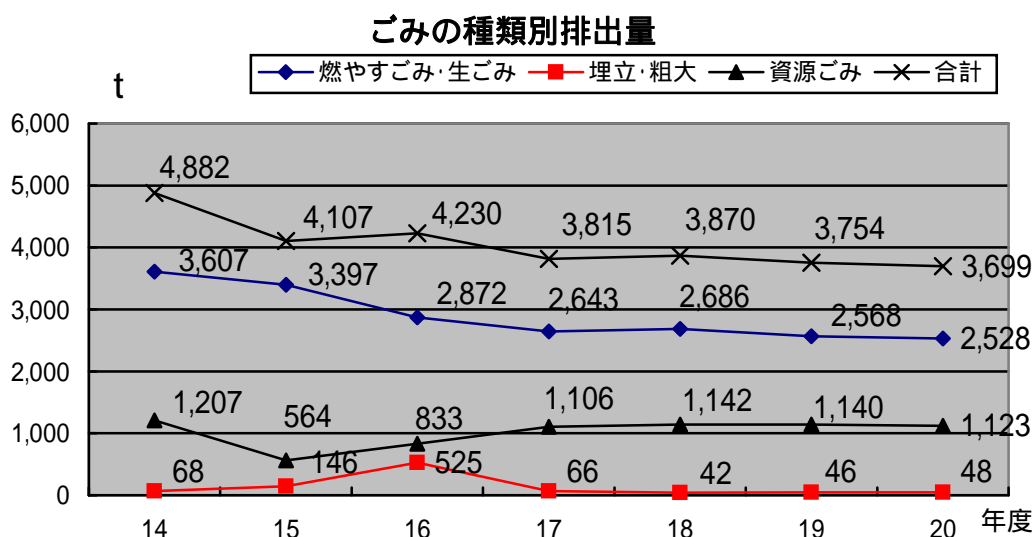
その中でも大関山の麓で取水している大関水は自酒「葦分」やナチュラルミネラルウォーター「真っ清水」に使用されています。また、湯浦地域の「地蔵ノ谷」湧水は、町外からペットボトル等を持参した多くの来訪者があります。

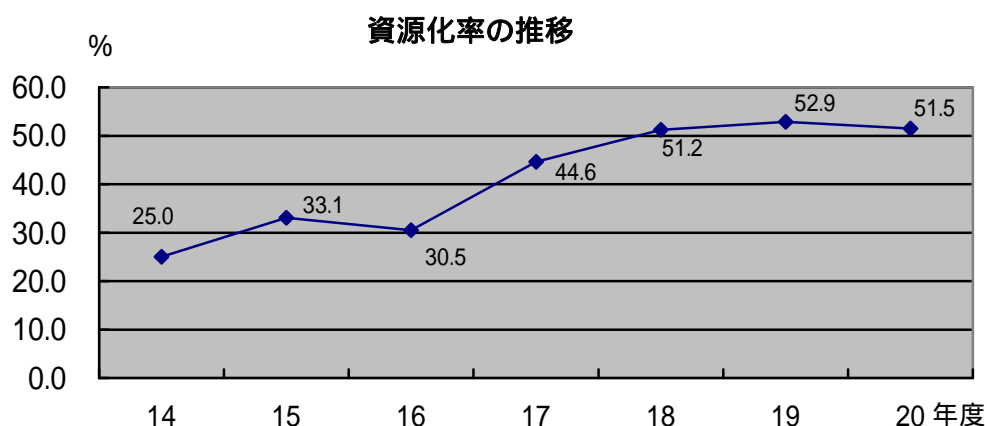
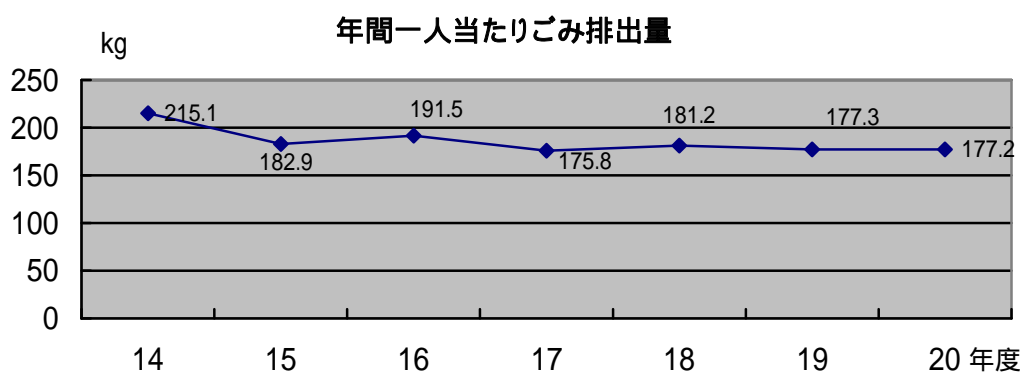
田浦地域	5箇所	波多島、田浦町水道水源、葉山、志水、赤松太郎峠
吉尾地域	6箇所	上原水道水源、上原の井戸、銅山、樋の口、野稻田(沢水)、市居原の井戸
佐敷地域	1箇所	浦田
大野地域	5箇所	祝坂、祝坂の清水、すきのたに、国見養魚場、うけばの水
湯浦地域	5箇所	上村家横(内野)、湯蔵院川、梅木鶴、地蔵ノ谷、大関清水園

### 3 生活環境

#### (1) ごみの排出量

本町のごみの総排出量は、平成20年度が3,699tと増減の変動はあるものの減少傾向にあります。また、一人当たり年間ごみ排出量は、177.2kgです。ごみの内訳は、燃やすごみ・生ごみが2,528tと全体の68.3%を占めています。資源化率(ごみのリサイクル率)は、平成20年度が51.5%と熊本県内の自治体では上位の位置にあります。





## (2) 生ごみの収集量

生ごみについては、現在まで旧芦北町が平成14年から堆肥化に、旧田浦町が平成15年から分解消滅化に取り組んでいます。また、平成12年度から家庭用生ごみ処理機への補助制度（合併前は旧芦北町で実施）を行うなど減量化対策によって、生ごみは減少傾向にあります。

### 生ごみの状況

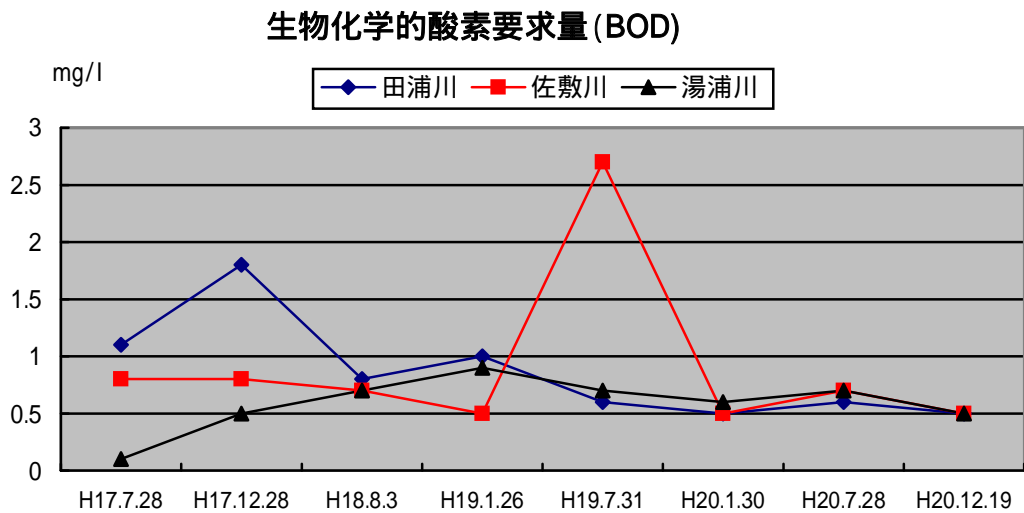
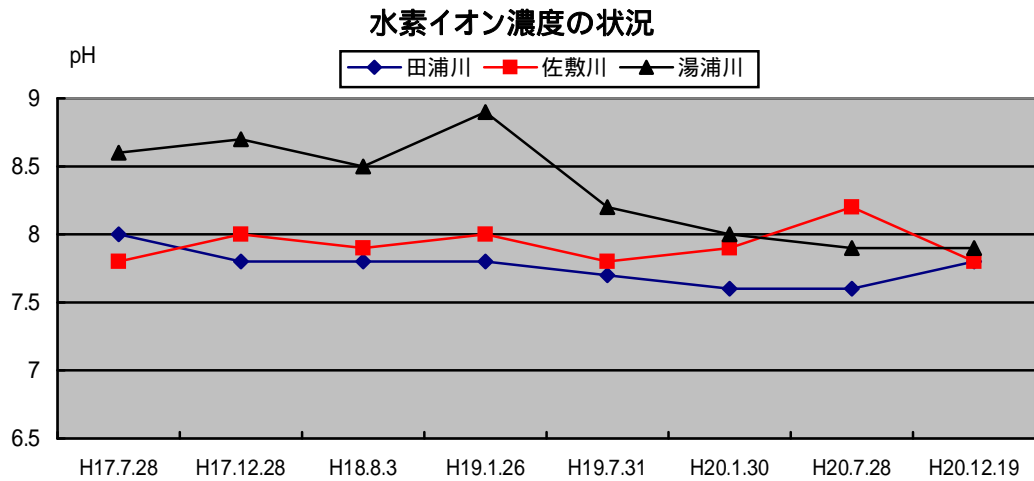
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
うち生ごみ(t)	874	816	735	675
生ごみ / 総排出量 (%)	21.1	20.1	19.6	18.2
生ごみ / 資源化量 (%)	47.4	39.2	37.0	35.4

## (3) 水質汚染

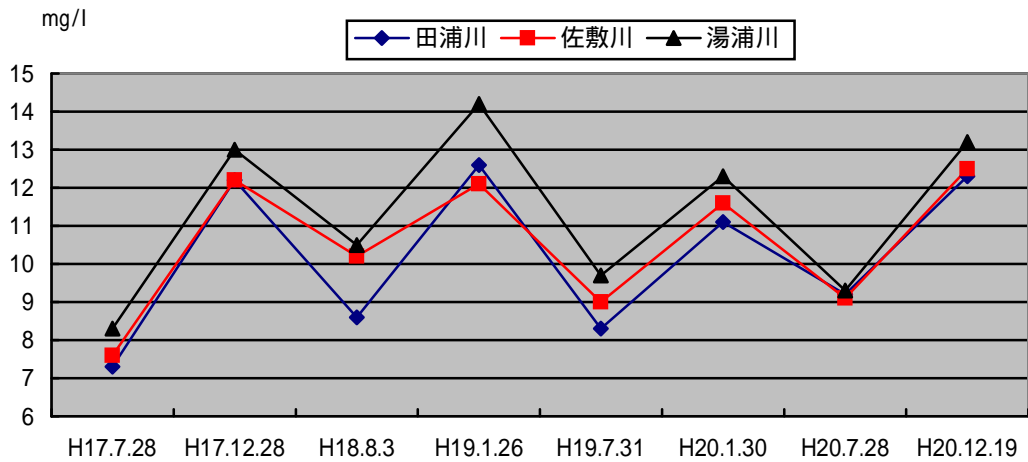
大関山を源流とした佐敷川、湯浦川は多くの水田を潤し、また、田浦川は田浦の中心部を流れ、生活と最も密接したものとなっています。しかし、水質に関する苦情等や原因不明の死魚の発生など、水質汚染の疑いがある状況も発生しています。

なお、町内の主要河川である田浦川、佐敷川、湯浦川の水質調査の結果及び環境基準の概要は次のとおりですが、溶存酸素量(DO)については、夏季より冬季の方の数値が高くなる傾向があります。また、生物化学的酸素要求量(BOD)や大腸菌群数の数値が高くなっているのは、調査時の水の採取場所の違いにも関係していると推測されます。

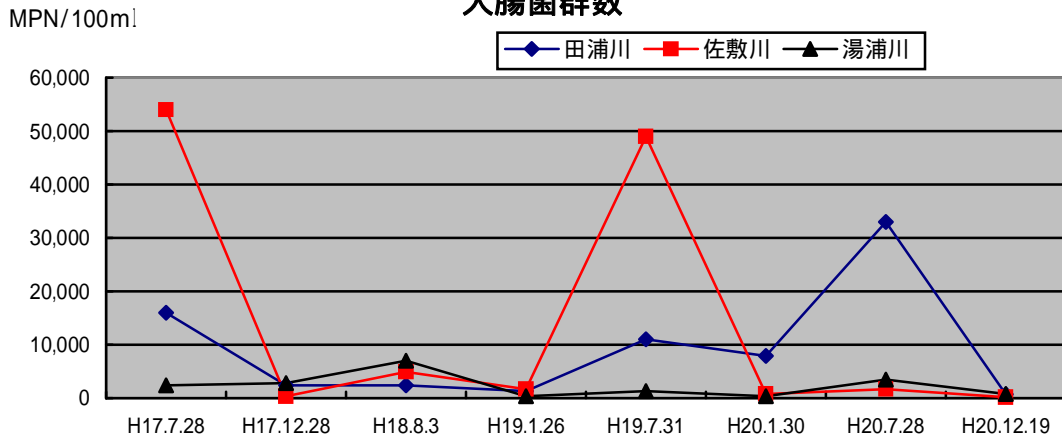
水素イオン濃度	酸性、アルカリ性の度合いを表す。6.5～8.5が望ましい。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水質汚濁の指標で、数値が高いほど水質が悪い。基準はAA(1mg/l以下)、A(2mg/l以下)
要存酸素量 (DO)	水に溶けている酸素の量で、数値が高いほどきれいなところが多い。AA又はAの基準は7.5mg/l以上
大腸菌群数	水中の大腸菌数。基準はAA(50MPN/100ml以下)、A(1000MPN/100ml以下)、B(5000MPN/100ml以下)



### 溶存酸素量(DO)



### 大腸菌群数



### 水質汚染関係の苦情件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
水質汚染等	18	7	23

苦情により出動している回数。なお、同一箇所の再調査等も含まれます。(以下、苦情件数の取扱いについては同じです。)

### (4) 大気汚染、悪臭・騒音

農山村地域では、古くからこば焼き、草刈り後の野焼きが行われています。最近では農地等の宅地化によって、農地に隣接する住宅も増えており、それに伴い煙等の苦情が多くなっています。また、禁止されている「ごみ焼き」もあり悪臭等の苦情の原因となっています。

また、騒音については、深夜の工場の機械音等が隣接する住宅地の苦情となっています。



### 悪臭、騒音による苦情件数

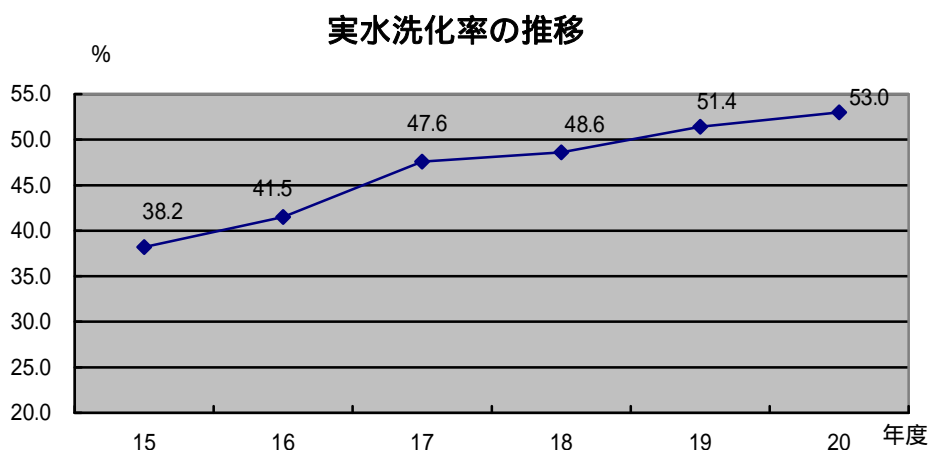
区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
悪臭	30	26	23
騒音	0	2	11

### (5) 生活排水

汚水処理人口普及率は、平成 20 年度で全国平均が 84.8%、熊本県平均が 76.5%、芦北町が 60.6%（実水洗化率 53.0%）となっています。しかし、町部の農業集落排水事業区域（芦北、花岡東、伏木氏、米田、内野、女島西）では 83.1%と全国平均と同程度の普及率となります。

今後は、農業集落排水事業区域以外の山間部の普及率を高めることが課題となります。

汚水処理人口普及率と実水洗化率の違いは、汚水処理人口普及率では、農業集落排水事業区域は排水を区域全ての世帯人口が繋ぎこみをしたとして算定していますが、実水洗化率では実際に繋ぎこみをしている世帯のみの人口で算定します。



### (6) 不法投棄

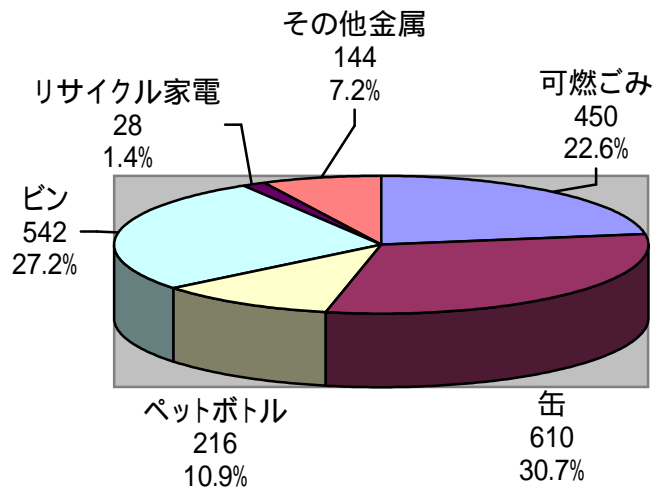
不法投棄対策として、年 1 回の環境衛生巡視員を中心とした地域住民による不法投棄撲滅運動や不法投棄禁止看板の設置を展開しています。その効果等もあり苦情件数は、平成 20 年度が 49 件と減少してきています。

平成 21 年度に不法投棄ごみの調査と回収を行いました。不法投棄は人目のつきにくい場所が多く、また、一度清掃しても再び同じ場所へ不法投棄されていることがありました。町民、事業者、町が一体となって意識を向上させる運動を展開していくことが求められます。

### 不法投棄による苦情件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
不法投棄	89	60	49

### 不法投棄調査による回収内訳(単位:k g)



## 4 地域環境

### (1) 文化財の保存

本町には、下記のとおり多くの文化財が残されています。国指定文化財の佐敷城跡をはじめ、国登録文化財の藤崎家住宅（赤松館）、佐敷隧道、津奈木隧道が指定又は登録されています。樹木等では町指定文化財のうち植物1種と樹木4本が町の天然記念物に指定されています。

#### 芦北町指定文化財件数（平成21年11月現在）

区分	件数	備考
国指定文化財	1	
国登録文化財	12	共有 1
県指定文化財	6	
町指定文化財	60	

#### 町指定天然記念物

名称	所在地	管理	指定年月日
ツクシムレスズメ	佐敷字下町	芦北町	昭和60年8月31日
イチョウ	田浦	覚応寺	昭和54年3月20日
アラカシ	田浦	田浦阿蘇神社	
クスノキ	海浦	海浦地区	
出し芽のクスノキ	波多島	波多島地区	

また、環境省が行う自然環境保全基礎調査の巨樹・巨木林調査によると、下記のとおり巨樹・巨木林は30箇所を確認されています。

## 巨樹・巨木林調査

NO	名称	樹種名	対象区分	幹周(cm)	樹高(m)
1	市野瀬	イチイガシ	単木	309	20
2	"	イチョウ	樹林		27
3	"	クスノキ	単木		19
4	"	スギ	樹林	397	33
5	"	スギ	樹林	436	33
6	"	モミ	樹林	474	36
7	花岡	クスノキ	樹林	505	28
8	"	スギ	樹林	514	33
9	"	タブノキ	樹林	380	27
10	計石	クスノキ	単木		31
11	告	イチョウ	単木	421	28
12	"	スギ	単木	375	34
13	国見	イチイガシ	単木	409	23
14	"	エノキ	単木		
15	女島	スギ	単木	470	32
16	松生	スギ	単木	520	31
17	"	タブノキ	単木	762	20
18	上木場	オガタマノキ	単木	362	13
19	道川内	ケヤキ	単木	430	33
20	内小場	イチイガシ	単木	390	29
21	海浦	イチョウ	単木	320	21
22	"	イチョウ	単木	300	20
23	"	クスノキ	単木	690	20
24	宮浦	クスノキ	単木	310	20
25	"	クスノキ	単木	330	20
26	大木場	イチョウ	単木	340	21
27	田浦	アラカシ	単木	350	14
28	"	イチョウ	単木	300	
29	"	イチョウ	単木	330	16
30	波多島	クスノキ	単木	370	25

自然環境保全基礎調査(環境省)第6回(平成11~16年度)巨樹・巨木林フォローアップ調査から(環境省ホームページから作成)

## (2) 水俣病について

日本における公害の原点といわれる水俣病は、昭和31年に、水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣市にあるチッソ株式会社水俣工場から、化学製品の原料(アセトアルデヒド)の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずに食べたことが原因で発生しました。

公式発見から53年が経過しましたが、現在もなお、患者、被害者及びその家族は苦しんでいます。本町は水俣病の被害を受けた地域として、今後の水俣病の教訓を町の地域づくりや環境政策に生かしていく必要があります。

(熊本県水俣病関連統計から作成)(熊本県内 平成21年12月31日現在)

水俣病認定申請件数 17,508件

認定件数 1,780件

総合対策医療事業

区分	所持者・交付者数(人)	備考
医療手帳	5,399	四肢抹消優位の感覚障害を有すると認められる方。

保健手帳	406	一定の神経症状を有すると認められる方。
(新)保健手帳	21,037	

## 5 地球環境

地球温暖化は、現在も進行しつつあり、過去 140 年の間に地球の平均気温は約 1 上昇したと言われていています。このまま化石燃料の使用等を続ければ、21 世紀末にはさらに上昇することが予測されています。平成 9 年には京都会議(C O P 3)で京都議定書が採択されました。

日本では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 10 年 11 月に公布され、平成 11 年 4 月から施行されました。これを受けて、「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定されています。

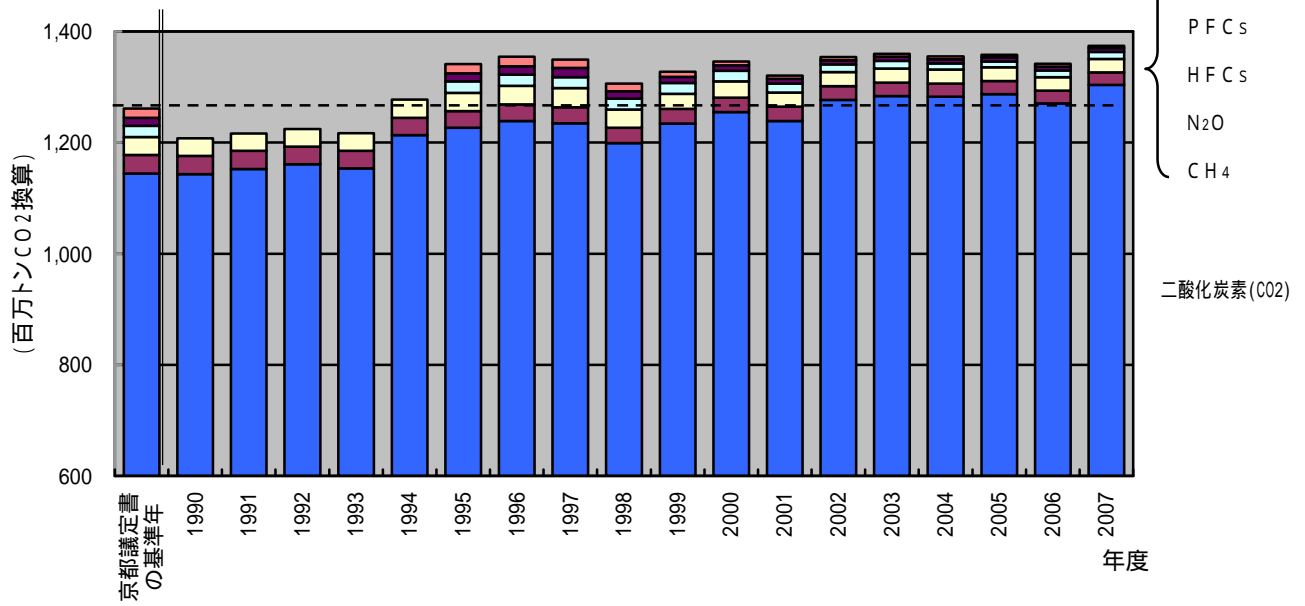
芦北町では、この基本方針に沿って、平成 19 年 7 月に「芦北町地球温暖化対策実行計画書」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

地球環境問題については、問題が大きすぎて身近なものとして捉えられない、又は理解されにくいことがあります。一人一人の地球環境に対する意識を変えていくことが必要です。

### 京都議定書の概要

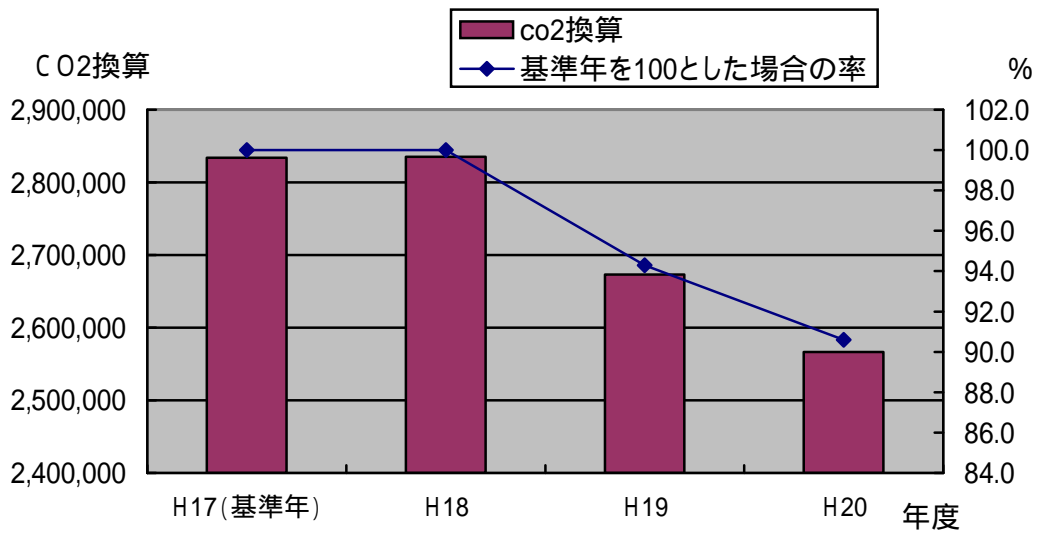
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス(H F C , P F C , S F 6)
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990 年(H F C , P F C , S F 6 は 1995 年としても可)
約束期間	2008 年～2012 年の 5 年間
数値目標	日本 6%、米国 7%、E U 8%等 先進国全体で少なくとも 5%削減を目指す
特徴	国際的に協調して費用効果的に目標を達成するための仕組み(京都メカニズム)を導入

### 各温室効果ガス排出量の推移



環境省ホームページから作成

### 芦北町事務事業に伴う温室効果ガスの発生と削減率



・「トンCO<sub>2</sub>」「キログラムCO<sub>2</sub>」は二酸化炭素の「量」を重さで表現したもの。  
 ・1キログラムは20、1気圧の場所では、だいたい1mの球1個に二酸化炭素を詰め込んだときの質量。1キログラム=1キログラムCO<sub>2</sub>  
 ・2006年の統計によると、日本の家庭から出る二酸化炭素の量は、1人あたり年間約2,100kg。  
 (参考) 瀧澤美奈子著「地球温暖化後の社会」(文春新書)から

### 第3章 全体計画

#### 第1節 豊かな自然を知り守り育てるまちづくり 自然環境の保全

##### 1 現在の状況

面積の約8割を占めている豊かな森林は、木材価格の低下や林業経営後継者の不足による枝打ちや間伐の遅れから荒廃が進んできており、台風で倒木したままの山林も見られます。しかし、自然災害の防止や温室効果ガス削減の観点からも健全な森林の育成に取り組む必要があります。

農地については、経済の発展と少子高齢化の進展とともに、田畑や樹園地には耕作放棄地が広がり、自然災害の要因ともなっており、今後の適正な管理が必要です。

大関山を源流とした佐敷川や湯浦川、田浦の中心を流れる田浦川は、水田を潤し、人間も含む多様な生き物の生活を守り続けていますが、コンクリートブロックによる護岸が多く、河川と住民が触れ合う場所が少なくなりました。

また、上記の河川が注ぎ込む八代海は、打瀬網漁を中心とした漁が古くから行われていますが、近年では漁獲量も減少し、芦北海岸では芦北高校を中心とするアマモの再生活動や漁協等による貝の放流が行われています。

##### 2 施策の方向

自然（山、川、海、田畑）と親しむ。

豊かな森林を守る。

農地を守り、安全な作物をつくる。

川と海の生態を守る。

##### （1）自然（山、川、海、田畑）と親しむ。

町民の取り組み
森林や水田の多様な機能について学習します。 川や海の多様な機能について学習します。 自然を大切にし、親しむ時間をつくります。

事業者の取り組み
森林や水田の多様な機能について学習します。 川や海の多様な機能について学習します。 自然を大切にし、親しむ時間をつくります。

町の取り組み	中心となる課
森林の植生や水田の多様な機能について、理解が深まるよう啓発を行います。	農林水産課・ 住民生活課
川や海の多様な機能について、理解が深まるよう啓発を行います。	農林水産課・ 住民生活課

<p>小中学校の教育で森林の機能等への理解を深める教育を推進します。 グリーンツーリズムを推進します。</p>	<p>教育課・生涯学習課 商工観光課・農林水産課</p>
---	----------------------------------

## (2) 豊かな森林を守る。

<p>町民の取り組み</p>
<p>森林の適正な使用・利用、保全に努めます。 地元産の木材を積極的に利用します。</p>

<p>事業者の取り組み</p>
<p>森林の荒廃につながるような開発は極力避け、適正な管理に努めます。 地元産木材の利用促進を図るための啓発に努めます。 林業後継者の育成を図ります。</p>

<p>町の取り組み</p>	<p>中心となる課</p>
<p>町有林は計画的な保育事業を実施します。 災害等に強い森林育成や生物の多様性の確保、水源涵養機能を向上するため適切な間伐等の啓発及び事業を推進します。 地元産木材の利用促進を図ります。 林業後継者確保のための事業を推進します。</p>	<p>農林水産課 農林水産課 農林水産課 農林水産課</p>

## (3) 農地を守り、安全な作物をつくる。

<p>町民の取り組み</p>
<p>家庭菜園等で安易な農薬の散布は行いません。 地元産の農産物を知り、食材に利用します。 食の安全と農地の生物の関係を学びます。</p>

<p>事業者の取り組み</p>
<p>化学肥料や農薬の使用を抑え、農地の環境保全確保を図ります。 有機農業や低農薬農業に取り組み、食の安全を確保し地元農産物のブランド化を推進します。 地産地消推進のため、地元消費者への啓発・販売を推進します。 農業用使用済みプラスチックや使用後の肥料・農薬の入れ物の処理は適正に行います。 耕作放棄地をなくす努力をします。 農地の荒廃につながるような開発は極力避け、適正な管理に努めます。</p>

町の取り組み	中心となる課
農薬等の飛散防止等、適正な使用について普及啓発を行います。	農林水産課
有機農業や低農薬農業を推進し、食の安全を確保し地元農産物のブランド化に取り組みます。	農林水産課
地元農産物の給食等への使用等、地産地消を推進します。	農林水産課・教育課
農業後継者確保のための事業を推進します。	農林水産課
農業用使用済みプラスチックや使用後の肥料・農薬の入れ物の処理について、適切な指導、啓発を図ります。	農林水産課
農地を集約化し、農地の使用貸借を推進します。	農林水産課・農業委員会
新規就農や企業の農業事業への取り組みを支援します。	農林水産課

#### (4) 川と海の生態を守る。

町民の取り組み
河川や海辺の清掃活動に自主的に取り組みます。
川辺や海辺を利用した時は、ごみは必ず持ち帰ります。
河川や海の水質等の異常を発見したときは、直ちに町、県、警察へ連絡します。

事業者の取り組み
河川や海辺の清掃活動に協力します。
河川や海辺に生息する野生生物を保全します。
河川や海の水質等の異常を発見したときは、直ちに町、県、警察へ連絡します。

町の取り組み	中心となる課
河川や海辺の清掃活動は町民や事業者等の連携した協力を得て行います。	住民生活課
海岸等の漂着物等については、県及び関係団体と連携し回収に努めます。	住民生活課
職員による自主的な清掃活動を実施します。	総務課・住民生活課
河川や海辺の整備工法を見直し、環境に配慮した工法を推進します。	建設課・農林水産課
指定保護河川( )のほたるをはじめ、河川に生息する生物の保護活動を支援します。	住民生活課

指定保護河川とは、芦北町ほたる条例第5条に基づき、芦北町ほたる保護条例施行規則第3条に掲げる8河川をいう。



### 3 数値目標

基本目標	数値目標項目	適用数値年度等	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 31 年度
第 1 節 豊かな自然を知り守り育てるまちづくり 自然環境の保全	耕作放棄地解消面積	N - 1 年度	1.0ha	5ha	12ha
	エコファーマ数	N 年末	28 名	35 名	40 名
	河川の水質 ・ 田浦川 ・ 佐敷川 ・ 湯浦川	B O D	0.6mg/l	1mg/l 以下	1mg/l 以下
			D O	10.8mg/l	7.5mg/l 以上
		B O D	0.6mg/l	1mg/l 以下	1mg/l 以下
			D O	10.8mg/l	7.5mg/l 以上
		B O D	0.6mg/l	1mg/l 以下	1mg/l 以下
			D O	11.3mg/l	7.5mg/l 以上
	海水浴場の水質 ・ 鶴が浜 ・ 御立岬公園 ・ 芦北マリンパークビーチ	N - 1 年	適 A A	適 A A	適 A A
			適 A	適 A A	適 A A
適 A			適 A A	適 A A	

## 第 2 節 安心、安全に暮らせる環境づくり 循環型社会の構築

### 1 現在の状況

河川の水質は、ほたるが見られる地域が広がるなど良くなっていると推測されますが、生活環境の改善と水質保全の観点から農業集落排水への繋ぎ込みや浄化槽設置を更に進める必要があります。

また、野焼きやごみ焼きに対する苦情、粗大ごみ等の不法投棄が一部で見られるものの、アンケート調査結果や高いリサイクル率から町民のごみ分別に対する意識は高くなっています。今後は 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発活動を進める一方、新たにごみを限りなくゼロに近づけるための活動に取り組む必要があります。

公害の原点としての水俣病は、公式発見から 53 年が経過した現在も患者や被害者の方々を苦しめています。私たちは、水俣病を正しく理解し、公害の悲惨さを未来へ伝えていく義務があります。

### 2 施策の方向

ごみを限りなくゼロに近づける。

不法投棄をなくす。

きれいな水を汚さない。

大気汚染、悪臭をなくし、騒音・振動を防ぐ。

水俣病に学び、伝える。

### (1) ごみを限りなくゼロに近づける。

町民の取り組み
買物にはマイバックを持参し、レジ袋の削減に協力します。 ごみの分別は適正に行い、ごみ袋は決められたごみステーションに出します。 生ごみの堆肥化に協力します。 物品を購入する場合等は、できる限り環境物品等( )を選びます。(グリーン購入)

環境物品等とは、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(通称「グリーン購入法」という。)で「再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品」等をいい、同法第2条第1項に規定したものをいう。

事業者の取り組み
マイバックの普及とレジ袋の削減を推進します。 ごみの分別は適正に行います。 生ごみの堆肥化に協力します。 各種リサイクル法を遵守し、リサイクルを促進します。 ごみを出さない工夫をした経済活動に取り組みます。 物品を購入する場合等は、できる限り環境物品等を選びます。(グリーン購入) 環境に配慮した商品の開発に取り組みます。

町の取り組み	中心となる課
マイバックの利用とレジ袋の削減について啓発を推進します。  リサイクルが促進されるように、ごみの分別の普及に努めます。 生ごみの堆肥化を推進します。 廃食用油を回収し、リサイクルに努めます。 事務用品等は、できる限り環境物品等を使用します。	住民生活課・商工観光課 住民生活課 住民生活課 住民生活課 全課

### (2) 不法投棄をなくす。

町民の取り組み
ごみステーションのごみ袋には必ず氏名を明記します。 回収されなかったごみ袋は、速やかに持ち帰り、正しく分別し出し直します。 ごみステーションの管理は、各地区で適切に行います。 マナーを守り、外出したときに出たごみは、家に持ち帰り正しく処理し、ポイ捨てはしません。 不法投棄を発見したときは、速やかに町や県、警察に通報します。

地域や区で不法投棄防止等と呼びかけます。  
環境美化活動には積極的に参加します。

**事業者の取り組み**

マニフェスト制度に従い、産業廃棄物処分まで責任をもって管理します。  
事業系ごみは、ごみステーションには出しません。  
事業所敷地内で不法投棄を発見したときは、速やかに町や県、警察に通報します。  
環境美化活動には積極的に参加します。

町の取り組み	中心となる課
<p>ごみの正しい分別の普及に努め、ごみ袋への記名等、マナー向上の啓発に努めます。</p>	<p>住民生活課 住民生活課</p>
<p>不法投棄の監視パトロールや通報体制の強化を図ります。 不法投棄の情報を町民に呼びかけ、不法投棄が発生しにくい、環境をつくれます。</p>	<p>住民生活課</p>
<p>高齢者世帯の増加に伴い、粗大ごみ回収支援について検討します。</p>	<p>住民生活課</p>
<p>各地区の美化活動等を支援します。 学校教育の中で、ごみを捨てないマナーを学習します。</p>	<p>住民生活課 教育課</p>

**(3) きれいな水を汚さない。**

**町民の取り組み**

農業集落排水へ接続し又は浄化槽を設置し、生活排水の垂れ流しはしません。  
環境にやさしい洗剤を使用し、又は洗車等、屋外で洗剤を使用するときは適量を心がけます。  
各地区、地域で水質汚濁防止に取り組むとともに側溝等の清掃活動にも取り組みます。

**事業者の取り組み**

農業集落排水へ接続し又は浄化槽を設置し、水質汚濁防止に努めます。  
工場や事業所の周辺の側溝や河川の清掃等、水環境を守る活動に積極的に取り組みます。  
工場や事業所又は工事・建設作業から水質汚濁物質が流失しないよう、細心の注意を払います。

町の取り組み	中心となる課
<p>農業集落排水への接続や浄化槽の設置について、啓発を図ります。</p>	<p>上下水道課</p>
<p>浄化槽の設置については、設置支援をします。</p>	<p>上下水道課</p>

水質汚濁防止法に基づき県、警察と連携し、工場や事業所等からの排水について、水質汚濁を未然に防ぐために啓発・指導を行います。	住民生活課・農林水産課
---	-------------

#### (4) 大気汚染、悪臭をなくし、騒音・振動を防ぐ。

町民の取り組み
<p>車の不要なアイドリングや空ぶかしはしません。</p> <p>ごみの野焼きはしません。</p> <p>ペットの散歩時の糞の処理や家庭菜園の施肥等、家庭から出る悪臭で周辺住民に迷惑がかからないようにします。</p>

事業者の取り組み
<p>輸送手段の効率化に取り組みます。</p> <p>工場や事業所からの排出ガスは、大気汚染物質の排出基準を遵守し、適正に処理します。</p> <p>悪臭のもととなる廃棄物や家畜等の排泄物等は、規制基準を遵守し、法に従い適正に処理します。</p> <p>工場や事業所からの騒音・振動は、規制基準を遵守します。</p>

町の取り組み	中心となる課
大気汚染防止法に基づき、大気汚染の原因となる工場等に対し、県と連携し監視や指導を行います。	住民生活課
悪臭防止法に基づき県と連携して、工場や事業所から発生する悪臭を規制し、指導します。	住民生活課
騒音規制法に基づき県と連携して、工場や事業所から発生する騒音を規制し、指導します。	住民生活課

#### (5) 水俣病に学び、伝える。

町民の取り組み
<p>水俣病の歴史を正しく理解するよう講演会等に参加します。</p> <p>ふれあい再生事業、生きがいづくり事業など、もやい直し事業に積極的に参加します。</p>

事業者の取り組み
<p>水俣病の歴史を正しく理解するよう講演会等に参加します。</p> <p>ふれあい再生事業、生きがいづくり事業など、もやい直し事業に積極的に参加します。</p>

町の取り組み	中心となる課
--------	--------

水俣病について、理解が深まるよう事業等に取り組みます。 小中学校で水俣病に関する学習を行います。  地域のもやい直し事業を支援します。	住民生活課 教育課・住民生活課  住民生活課
--	---------------------------------

### 3 数値目標

基本目標	数値目標項目	適用数値年度等	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 31 年度
第 2 節 安心、安全に暮らせる環境づくり 循環型社会の構築	ごみの総排出量	N - 1 年度	3,699 トン	3,346 トン	2,891 トン
	リサイクル率	N - 1 年度	51.5%	57.8%	58.5%
	ごみ分別を実施している人の割合	N 年度	88.7%	90.0%	95.0%
	悪臭・騒音の苦情件数	N - 1 年度	34 件	20 件	15 件
	水洗化率	N - 1 年度	53.0%	60.0%	65.0%
	マイバック取り組み店舗数	N - 1 年度	1 店舗	13 店舗	20 店舗
	水俣病発信事業等の参加者数	N 年度	180 人	250 人	350 人

## 第 3 節 ふるさとの歴史・文化を学び伝え、創造するまちづくり 自然と共存する

### 1 現在の状況

大野盆地で栽培される「大関米」は、平成 15 年 2 月に熊本県の環境保全型農業部門で優良賞として表彰を受け、平成 16 年 5 月の自酒「葦分」「夢あしきた」の販売につながりました。

平成 11 年には「大河内紙」が約 40 年ぶりに復活し、現在、小中学校の卒業証書に使われるなど昔のものが見直される動きもあります。

海の貴婦人と慕われた「打瀬船」は風を利用した漁法によって、平成 18 年 2 月に「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」として国から認定されました。

町民アンケートから「佐敷城」や「打瀬網漁及び打瀬船」は約 63% の人が大切に残したいと考えている反面、文化財保全継続活動の取り組みの実践は低くなっている状況もあり、文化財保存への関心を高める必要があります。

芦北高校のフィリピンの森づくりプロジェクトやイギリスのグリーンツーリズム視察の海外派遣事業が行われており、環境分野も含めた国際的な視野に立つ人材の育成にも取り組んでいます。

### 2 施策の方向

貴重な歴史文化財産を知り守る。

自然と共生した心豊かな文化的な生活をする。

**( 1 ) 貴重な歴史文化財産を知り守る。**

町民の取り組み
本町の歴史や地域に伝わる風土に根ざした民俗行事や風習を保存、伝承します。 歴史・文化への理解を深め、文化財の保存に努めます。 貴重な自然林や巨樹・巨木林の保存に努めます。

事業者の取り組み
開発による土地の利用や事業活動にあたっては、文化財の保全に配慮します。 貴重な自然林や巨樹・巨木林の保存に努めます。

町の取り組み	中心となる課
本町の歴史や地域に風土に根ざした民俗行事や風習の保存、伝承活動を支援します。	生涯学習課
本町の歴史・文化や文化財を生かしたまちづくりを推進します。	企画財政課・生涯学習課
小中学校で本町の歴史文化を学ぶ時間を設けます。	教育課・生涯学習課
歴史・文化のボランティアガイド等の育成に取り組みます。	生涯学習課・商工観光課
本町に残る、打瀬網漁法や打瀬船等の文化財の保存を支援します。	商工観光課

**( 2 ) 自然と共生した心豊かな文化的な生活をする。**

町民の取り組み
地域で取り組む歴史・文化活動及びまちづくり支援事業に積極的に参加します。 宅地の庭の緑化を進めます。 公園の使用に際しては、樹木を大切にして、適切な管理に協力します。

事業者の取り組み
町、地域で取り組む歴史・文化活動に積極的に参加します。 工場や事業所周辺の緑化を推進します。 公園の使用に際しては、樹木を大切にして、適切な管理に協力します。

町の取り組み	中心となる課
まちづくり支援事業により快適な環境地域づくりを支援します。 公園の適正な管理に努めます。	企画財政課 商工観光課
フィリピンの森づくり活動等の国際交流事業への支援を行います。	企画財政課

す。	
----	--

### 3 数値目標

基本目標	数値目標項目	適用数値年度等	平成21年度	平成26年度	平成31年度
第3節 ふるさとの歴史・文化を学び伝え、創造するまちづくり 自然と共存する	文化財指定数	N-1年度	78件	85件	90件
	文化財や伝統芸能・行事が保存・継承されていると感じている人の割合(町民意識アンケートによる、「されている」「一部されている」と回答した人の合計割合)	N年度	78.1%	85.0%	90.0%
	公園面積	N年度	319,930 m <sup>2</sup>	319,930 m <sup>2</sup>	319,930 m <sup>2</sup>

## 第4節 ひとりひとりが考え、みんなで取り組む快適な環境づくり 協働・実践

### 1 現在の状況

各地区で、一日一汗運動等ボランティアによる清掃活動が行われている一方、道路沿いや人目のない場所には不法投棄やポイ捨てが見られます。

アンケート調査の結果、ごみの分別をすることについては、町民の意識は高くなっています。しかし、数ヶ所のごみステーションでは収集できない未分別のごみ袋や農薬ビン等の混入等が見られ、周辺住民に迷惑をかけている状況もあります。

小学生の授業による清掃センターの見学、分別の体験が実施され、子どもの頃から環境に対する意識の醸成がされていますが、今後は町民を対象とした環境教育の実施が望まれます。

高齢化によって清掃活動が負担となっている地区やごみステーションまでのごみ出しが困難である等、高齢化社会の問題も顕在化しつつあり、地域としてどう取り組んでいくのか、中長期的な課題も抱えています。

### 2 施策の方向

一人一人の環境に対する意識を高める。

環境美化活動に取り組む。

#### (1) 一人一人の環境に対する意識を高める。

町民の取り組み
環境に対するイベント、学習会及び講座等に積極的に参加し理解を深めます。 町の広報紙等による環境情報に関心を持つように努めます。

事業者の取り組み
環境に対するイベント、学習会及び講座等に積極的に参加し理解を深めます。 社員の環境に対する意識を高めるため、環境教育等に取り組みます。 町の広報紙等による環境情報に関心を持つように努めます。

町の取り組み	中心となる課
環境に対する学習会等を開催します。 清掃センターでの小学生から一般の方までの環境学習に対応するため体制を整備します。 グリーンツーリズムによる農業・農村体験を通して、環境に関する体験学習の場を提供します。	住民生活課 住民生活課・教育課 商工観光課・農林水産課
環境に関する情報については、積極的に提供します。	住民生活課

## (2) 環境美化活動に取り組む。

町民の取り組み
一日一汗運動などのボランティア活動に積極的に参加します。 各地域や各地区等の自主的な環境美化活動にも取り組みます。

事業者の取り組み
一日一汗運動などのボランティア活動に積極的に参加します。 環境保全活動について、事業者間で連携して環境活動を進めます。

町の取り組み	中心となる課
一日一汗運動などの清掃活動を支援します。	生涯学習課・住民生活課
町民、事業者と連携し、環境保全に関わる事業を推進します。 各地区の自主的な環境保全活動を支援します。	住民生活課 住民生活課

## 3 数値目標

基本目標	数値目標項目	適用数値年度等	平成21年度	平成26年度	平成31年度
第4節 ひとりひとりが考え、みんなで取り組む快適な環境づくり	環境学習参加者数 (清掃センター研修者等環境対策室が行う研修参加者数)	N-1年度	107人	200人	350人
	地域活動に参加している人(町民意識調査)	N年度	61.7%	63.0%	65.0%



協働・実践	査の積極的参加及び時々参加の計)				
-------	------------------	--	--	--	--

## 第5節 地球環境に配慮したまちづくり 地球環境の保全

### 1 現在の状況

わが国は京都議定書で、2012年までの期間中に1990年の基準年と比較して6%の温室効果ガスの排出を削減することが求められていますが、環境省が発表した2007年度の温室効果ガス排出量は9.0%の増加となっており、目標の達成が厳しくなっています。

その増加の原因の1つは、私たちの生活から出されるものや業務を含む民生部門が基準年と比較し41.2%(1990年 127MtCO<sub>2</sub> 2007年 180 MtCO<sub>2</sub>)増加していることです。

本町では、国の補助対策と併せて、住宅用太陽光発電システム設置に助成をしていますが、今後は太陽光発電システムの公共施設への設置や事業所等への助成も視野に入れた取り組みが望まれます。

また、平成19年7月に「地球温暖化対策実行計画書」を策定し、役場組織の事務事業により発生する温室効果ガスの削減に取り組んでいます。これを町全体の取り組みにつなげていくことが必要です。

### 2 施策の方向

省エネルギーに取り組む。

代替エネルギーへシフトする。

#### (1) 省エネルギーに取り組む。

##### 町民の取り組み

家庭でできる電灯のこまめな消灯などの節電や風呂水の再利用等の節水を実施します。

自動車購入や使用の際は、低公害車を検討します。

自動車運転の際は、エコドライブを実践します。

買い替え時期にきた家電製品は、省エネルギー家電製品の導入を検討します。

グリーンカーテンに取り組めます。

環境家計簿を実践します。

##### 事業者の取り組み

工場や事業所では、資材の調達から製品の出荷まで、また、廃棄物の処理を含めたあらゆる段階で省エネルギーに取り組めます。

低公害車の購入や使用に努めます。

トラックや営業車の運転の際は、エコドライブを実践します。

グリーンカーテンに取り組めます。

町の取り組み	中心となる課
<p>省エネルギーの必要性等について、普及啓発を行います。  省エネルギーに関する情報は、積極的に町民に提供します。  公用車の買い替え時には、ハイブリット車等の環境負荷の低い車両の導入を検討します。  公用車の運転の際は、エコドライブを実践します。  公共施設ではグリーンカーテンに取り組みます。</p> <p>役場としてノーマイカーデーやノー残業デーに取り組みます。  事務事業による温室効果ガスの削減に努めます。  町全体の「地球温暖化対策実行計画書」策定し、温室効果ガスの削減に取り組みます。</p>	<p>住民生活課  住民生活課  総務課</p> <p>全課  総務課・住民生活課  総務課  全課  住民生活課</p>

## (2) 代替エネルギーへシフトする。

町民の取り組み
<p>廃食用油の回収に協力します。  家の新築や建て替え時には、太陽光発電システムの設置を検討します。</p>

事業者の取り組み
<p>廃食用油の回収、リサイクルに協力します。  工場や事務所の建て替え時には、太陽光発電システムの設置を検討します。  バイオマス燃料の導入を検討します。</p>

町の取り組み	中心となる課
<p>代替エネルギーの必要性等について、普及啓発を行います。  住居への太陽光発電システムの設置を支援します。  公共施設への太陽光発電システムの設置を検討します。</p>	<p>住民生活課  住民生活課  総務課・住民生活課</p>

## 3 数値目標

基本目標	数値目標項目	適用数値年度等	平成21年度	平成26年度	平成31年度
第5節 地球環境に配慮したまちづくり	地球温暖化対策の取り組みを行っている人の割合 (町民意識アンケート調査による行っていると回答した人の割合)	N年度	38.3%	50.0%	80.0%

球 環 境 の 保 全	太 陽 光 発 電 シ ス テ ム の 導 入 総 世 帯 数	N 年 末	92 世 帯	150 世 帯	200 世 帯
----------------	------------------------------------	-------	--------	---------	---------

## 第4章 計画の主体と推進体制

本計画を推進していくうえでは、町民、事業者及び町が一体となって取り組むことが最も重要です。

### 1 計画推進の主体と責務（条例第2～4条）

#### 町民

町民は、この条例の趣旨を重んじ、日常生活において環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで快適な環境の創造を図るとともに、町の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### 事業者

事業者は、この条例の趣旨を重んじ、その事業活動を行うに当たって環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで快適な環境を図るとともに、町の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### 町（行政）

- 1 町は、快適な環境の創造を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。
  - (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理に関する施策
  - (2) 地下水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然景観の形成、その他自然環境に関する施策
- 2 町は、全ての施策を実施するに当たっては、環境に配慮するよう努めなければならない。
- 3 町は、教育活動、広報活動等を通じて、町民の環境に関する意識の啓発に努めなければならない。
- 4 町は、県及び他の市町村と協力し、地域の実情に応じて、快適な環境の創造を図るため、施策を実施するよう努めなければならない。

## 2 計画の推進体制

